



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 1
- パイロット地区農業構造改善事業補助金交付規程を廃止する告示（園芸振興課）…………… 1
- 地域森林計画の公表（森林管理課）…………… 1
- 地域森林計画の変更の公表・2件（森林管理課）…………… 2
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）…………… 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課）…………… 3
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 3

教育委員会事項

- 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令…………… 4

告 示

沖縄県告示第234号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	南風原町字新川118 番地1	沖縄県	令和3年4月1日	令和6年3月31日

沖縄県告示第235号

パイロット地区農業構造改善事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。
令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

パイロット地区農業構造改善事業補助金交付規程を廃止する告示

パイロット地区農業構造改善事業補助金交付規程（昭和47年沖縄県告示第50号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月2日から施行する。

沖縄県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、令和3年4月1日以降10年間における沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、平成30年沖縄県告示第169号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、平成31年沖縄県告示第155号で公表した沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第239号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から令和3年12月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 変更の内容 事業施行期間を「平成26年5月30日から平成33年3月31日まで」から「平成26年5月30日から令和3年12月31日まで」に変更する。
- 7 変更の認可の年月日 令和3年3月16日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム金融三税等の改修対応業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年11月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岬二丁目17番1号

- 5 契約金額 40,304,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・18号城間前田線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年3月23日から令和5年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、中城村から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 中城村公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年6月30日 沖縄県指令土第401号、令和2年10月7日 沖縄県指令土第611号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市知花四丁目1509番1ほか57筆及び1507番4ほか3筆それぞれの一部並びに1524番4地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北谷町字桑江251番地2 株式会社アイムホーム 代表取締役 渡久川剛
- 5 検査済証番号 令和3年3月17日 第4721号
- 6 工事完了年月日 令和3年1月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和3年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月15日 沖縄県指令土第510号、平成28年10月31日 沖縄県指令土第821号（変更）、平成29年3月3日 沖縄県指令土第158号（変更）、平成29年10月13日 沖縄県指令土第709号（変更）、平成30年1月12日 沖縄県指令土第34号（変更）、平成30年7月23日 沖縄県指令土第582号（変更）、平成31年4月19日 沖縄県指令土第347号（変更）、令和元年11月28日 沖縄県指令土第815号（変更）、令和3年3月8日 沖縄県指令土第172号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町屋良一丁目31番1ほか7筆（小学校2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 令和3年3月18日 第4722号
- 6 工事完了年月日 令和3年2月26日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第6号

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年4月2日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第1号）
- (2) 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第2号）

附 則

この訓令は、令和3年4月2日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--